

〒 -

様

審査番号

大阪市児童生徒就学援助審査通知書

年度 就学援助申請について、大阪市児童生徒就学援助規則に基づき、審査結果を次のとおり通知します。

記

- 1 審査結果
- 2 学校名
- 3 学年・児童生徒名

4 申請者名

5 認定日 年 月 日

年 月 日

大阪市教育委員会

注

【お問合せ先】

(認否結果) 教育委員会事務局 ()

(支給日・支給額等) 通学する学校

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

就学援助費の年間の支給内容は次のとおりです

支給費目

- ・学校教材費・その他諸費等は、お子さんが通っている学校が設定している学校徴収金（学年費）のうち、大阪市の学校徴収金会計基準で定められている生徒費の範囲の実費相当額が支給されます。
- ・校外活動費・修学旅行費・宿泊行事費は、就学援助の認定を受けている期間に実際に参加した行事の実費相当額が支給されます。
- ・入学準備補助金は、中学校の新1年生に支給されます。（認定日が4月2日以降の場合は支給されません。）
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金は、5月1日時点で就学援助の認定を受けている場合、保護者負担額が支給されます。

予算の範囲内において支給しています。

生活保護世帯の場合は、支給費目のうち修学旅行費が援助の対象となります。

注 意

- ・就学援助費については、受給者が偽りその他の不正な申請をして認定を受けたとき、受給した就学援助費を目的外に使用したとき、又は就学援助を必要としなくなったときは、就学援助の支給を停止、又は認定を取り消すことがあります。
- ・就学援助の認定を受けた後に、申請内容に変更があった場合（世帯状況に変更があった場合や、児童扶養手当の支給停止など）には、速やかに学校に申し出てください。